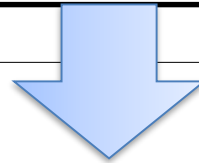


検討の背景

- 地球温暖化対策推進法の改正により、**市町村は**地域の再エネ施設の整備やその他脱炭素化に向けた取組などの地域脱炭素化促進事業を実施するため、**促進区域を定めるよう努める**こととされている。(第21条第5項)
- **都道府県は**、この促進区域の設定にあたり、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、**市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる**。(第21条第6項及び第7項)
- 今後、県では、全国的な土砂災害の発生等を踏まえ、地域との共生を図った太陽光発電の普及拡大を目的とした**太陽光発電施設の設置に関する条例を制定**するほか、環境影響評価制度を見直す予定。



検討の方向性(案)

- 環境省令で定められる全国一律の基準のほか、上記条例等の検討状況を踏まえ、**宮城県独自の基準を、設定の是非を含めて検討**。
- 基準を設定する場合には、次の2つの観点から検討。
 - ・ 市町村が促進区域から**一律に除外すべき区域**に関する基準
 - ・ 一律に除外すべきとまでは言えないものの、市町村の促進区域の設定にあたり、考慮が必要な区域・事項として**検討を求める区域・事項**に関する基準